

# 多文化関係学会会則

## 1. 設立と名称

この会は、2002年6月22日に設立され、多文化関係学会（Japan Society for Multicultural Relations）と称する。

## 2. 目的

この会は、個人レベルから組織・集団・社会・国家レベルに至るまでの諸問題を、文化性、関係性、超領域性という視点を軸に、多様な文化間の相互作用について、多面的かつ動的に研究することを目的とする。併せて、日本と世界の諸地域との比較文化研究や日本国内の多文化に関する研究を重視しつつ、これまでの学問体系を横断的に切り開く新しいパラダイムの転換をめざす。

## 3. 事業

この会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学会誌『多文化関係学』の編集と発行
- (2) 年次大会その他研究会、セミナー、ワークショップなどの開催
- (3) 国内外の研究・教育・実践に関する交流の促進
- (4) ニュースレターの編集と発行
- (5) その他必要な事項

## 4. 会員

この会の会員は正会員、学生会員、シニア会員、法人会員、賛助会員とする。

- (1) 正会員 研究や教育・実践にたずさわっている者で、この会の趣意に賛同する個人とする。常勤の職にある者は、学生（大学院生等）であっても正会員とする。
- (2) 学生会員 大学・大学院に在学し、この会の趣旨に賛同する個人とする。非常勤・非正規雇用にある学生（大学院生等）は学生会員とする。
- (3) シニア会員 70歳以上の者で、この会の趣旨に賛同する個人とする
- (4) 法人会員 この会の事業に賛同し、財政的な援助をなす機関とする
- (5) 賛助会員 この会の事業に賛同し、財政的な援助をなす個人とする

## 5. 入退会

この会に入会しようとする者は、学会ホームページ上の新規入会申込書に記入するか、その申込書を事務局へ提出し、理事会の承認を得なければならない。また、退会しようとする者は、その意向を電子メールか文書で事務局に提出するものとする。但し、2年以上にわたる会費未納者、および当会の名誉を著しく傷つけたり、損害を与えたりした者は理事会の決議を経て退会を求めることがある。

## 6. 役員

この会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 理事会から選出され、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長 2 名以内 理事会から選出され、会長を補佐する。
- (3) 理事 10 名程度 学会員による選挙で選ばれ、総会で承認を得た後任命される。
- (4) 特任理事若干名 理事会から選出され、総会で承認を得た後任命される。海外での理事として、学会に寄与することを使命とする。特に任期は定めず、会費は徴収しないものとする。
- (5) 監事 2 名 理事会から選出され、この会の会計を監査する。
- (6) 顧問 理事を辞任した者のなかから、学会に対する貢献が著しいと認められた者に対して、理事会が「顧問」という役職を選出することができる。その場合、総会の承認を得る。
- (7) 会長・副会長は理事会において互選により決め、総会の承認を得る。
- (8) 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。その場合でも理事は 3 期 6 年を越えて引き続き留任することはできない。

## 7. 運営

この会は次の運営組織をもつ。

- (1) 総会 全会員をもって構成し、この会の最高議決機関として、会の方針と運営に関する重要事項を決定する。総会は年に 1 回開催する。
- (2) 理事会 この会の事業計画の策定と事業運営を行う。
- (3) 事務局 この会の事務局は会長が所属する機関または会長が指定するところに置き、学会の運営事務に関する業務を行う。

## 8. 会計

この会の経費は、会費、寄付金および補助金などでまかなう。会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 9. 会費

正会員年額 8,000 円、学生会員・シニア会員 4,000 円、法人会員 50,000 円、賛助会員 20,000 円とする。

## 10. 年次大会

年に 1 回年次大会を開催する。

### 附則

- 1. この会則は多文化関係学会の設立総会において制定され、2002 年 11 月 23 日施行。
- 2. この会則の変更は総会における出席者の 2 分の 1 以上の同意によって行われる。
- 3. 学会会長) 林吉郎、副会長) 久米昭元・松田陽子 (2005 年 4 月より 2007 年 3 月)
- 4. 事務局を「〒480-1214 愛知県瀬戸市上品野町 1350 名古屋学院大学 小松研究室」に置く。
- 5. これらの付則 (付則 3 と付則 4) の追加は 2006 年 4 月 1 日施行。
- 6. この会則は、2006 年 10 月 21 日施行。

7. 学会会長) 久米昭元、副会長) 松田陽子・手塚千鶴子 (2007年4月より2010年3月)
8. 事務局を「名古屋学院大学 (白鳥学舎) 名古屋市熱田区西町1-25、経済学部・小松研究室 (事務局長: 小松照幸)」に置く。
9. これらの付則 (付則7と付則8) の追加は2007年4月1日施行。
10. 学会会長) 久米昭元、副会長) 松田陽子・John Ingulsrud (2009年4月より2011年3月)
11. この付則 (付則10) の追加は2009年4月1日施行。
12. 2009年度の年次大会は、関西大学 (高槻市霊仙寺町2-1-1) にて開催する。大会委員長、久保田真弓。年次大会会計事務所は、関西大学に設置し、久保田真弓が担当する。
13. この付則の追加は2009年5月25日施行。
14. この会則は2009年10月17日施行。
15. 事務局を「青山学院大学 (青山キャンパス) 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25 国際政治経済学部・抱井研究室 (事務局長: 抱井尚子)」に置く。
16. 学会のゆうちょ銀行口座の代表者を小松照幸 (〒456-0027 名古屋市熱田区旗屋2-21-25白鳥パークハイツ神宮西212号) より清ルミ (〒424-0871 静岡市清水区上原2-3-31) に変更する。
17. 事務局経理委員長住所を常葉学園大学・清ルミ研究室 (〒420-0911 静岡市葵区瀬名1-22-1) とする。
18. 2010年度の年次大会は、常葉学園大学 (〒420-0911 静岡市葵区瀬名1-22-1) にて開催する。大会委員長) 清ルミ。年次大会会計事務所は、常葉学園大学・清ルミ研究室に設置し、清ルミが担当する。
19. これらの付則 (付記15から付記18) の追加は2010年6月4日施行。
20. 学会会長) 松田陽子、副会長) John Ingulsrud・李洙任 (2011年4月より2013年3月)
21. 2011年度の年次大会は、青山学院大学 (東京都渋谷区渋谷4-4-25) にて開催する。大会委員長、抱井尚子。年次大会会計事務所は、青山学院大学に設置し、抱井尚子が担当する。
22. 事務局財務委員長住所を埼玉大学・渋谷百代研究室 (〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255) とする。
23. これらの付則 (付記20から付記22) の追加は2011年4月1日施行。
24. 2012年度の年次大会は、関西学院大学 (〒662-8501 西宮市上ヶ原一番町1-155) にて開催する。大会委員長) 中川慎二。年次大会会計事務所は、関西学院大学・中川研究室に設置し、森山美雪が担当する。
25. この付則 (付記24) の追加は2012年4月1日施行。
26. 学会会長) 抱井尚子、副会長) 小坂貴志・渋谷百代 (2013年4月より2015年3月)
27. 事務局を「明海大学 〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目 明海大学外国語学部 石黒研究室 (事務局長: 石黒武人)」に置く。
28. これらの付則 (付則26、27) の追加は2013年4月1日施行。
29. 2013年度の年次大会は、立教大学 (〒352-8558 新座市北野1-2-26) にて開催する。大会委員長) 舛谷鋭。年次大会会計事務所は、立教大学に設置し、舛谷鋭が担当する。
30. この付則 (付則29) の追加は2013年5月11日施行。
31. 事務局財務委員長住所を明海大学・石黒武人研究室 (〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目) とする。

32. 2014年度の年次大会は、福島市コラッセ福島（〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号）にて開催する。大会委員長を置かず、世話役として、石黒武人・小田眞幸・河野康成・小坂貴志・今野貴之・中川慎二・李洙任が準備、運営にあたる。年次大会会計事務所は、明海大学に設置し、石黒武人が担当する。
33. この付則（付則32）の追加は2014年5月31日施行。
34. 学会会長）田中共子、副会長）渋谷百代（2015年4月より2017年3月）
35. 学会所在地は「〒113-8421 東京都文京区本郷2-1-1 順天堂大学国際教養学部 石黒研究室（事務局長：石黒武人）」とする。
36. これらの付則（付則34、35）の追加は2015年4月1日施行。
37. 2015年度の年次大会は、岡山大学（〒700-8530 岡山市北区津山中1丁目1番1号）にて開催する。大会委員長）田中共子。年次大会会計事務所は、岡山理科大学（〒700-0005 岡山市北区理大1-1）に設置し、奥西有理が担当する。
38. この付則（付則37）の追加は2015年5月23日施行。
39. 2016年度の年次大会は、佐賀大学（〒840-8502 佐賀市本庄町1）にて開催する。大会準備委員長、中川典子。年次大会会計事務所は、岡山理科大学（〒700-0005 岡山市北区理大1-1）に設置し、奥西有理が担当する。
40. この付則（付則39）の追加は2016年5月21日施行。
41. 学会所在地は「〒120-0023 東京都足立区千住曙町34-12 東京未来大学モチベーション行動科学部田中研究室（事務局長：田中真奈美）」とする。
42. この付則（付則42）の追加は2017年4月1日施行。
43. 学会会長）松永典子、副会長）中川典子、副会長および学術委員会委員長）湊邦生（2017年4月より2019年3月）
44. この付則（付則43）の追加は2017年4月1日施行。
45. 2017年度の年次大会、藤女子大学（〒001-0016 北海道札幌市北区北16条西2丁目）にて開催する。大会委員長）伊藤 明美。年次大会会計事務所は、順天堂大学（〒113-0033 東京都文京区本郷2丁目1-1）に設置し、石黒 武人が担当する。
46. この付則（付則45）の追加は2017年5月27日施行。
47. 2018年度の年次大会は、椙山女学園大学（〒464-8662 名古屋市千種区星が丘元町17番3号）にて開催する。大会準備委員長）笠原正秀。
48. この付則（付則47）の追加は2018年5月26日施行。
49. 事務局内に、年会費管理事務局を別途定める。  
年会費管理事務局所在地は〒113-0033 東京都文京区本郷4-1-5 石渡ビル5F 株式会社アクセライト内」とする。
50. 学会会長）田崎勝也、副会長）湊邦生・出口朋美（2019年4月より2020年3月）
51. この付則（付則49・50の追加は2019年4月1日施行。）
52. 2019年度の年次大会は、東京未来大学（〒120-0023 東京都足立区千住曙町34-12）にて開催する。大会準備委員長、山本志都。
53. この付則（付則52）の追加は2019年6月1日施行。
54. 2020年度の年次大会は、オンライン（ホスト校 近畿大学）にて開催する。大会準備委員長）小坂貴志

55. この付則（付則54の追加）2020年4月1日施行
56. 事務局内に別途定めた年会費管理事務局を解約した。
57. この付則（付則56）の追加は2021年3月31日施行。
58. 学会会長）田崎勝也、副会長）笠原正秀・田中真奈美（2021年4月より2023年3月）
59. 2021年度の年次大会は、代々木オリンピックセンター（ホスト校 東京未来大学）にて開催する。大会準備委員長、田中真奈美
60. この付則（付則58・59）の追加は2021年4月1日施行。

以上

## 多文化関係学会会則

### 内規

#### 1. 理事選挙についての規定

- (1) 理事中3分の1程度は、現理事の互選によって選出する。
- (2) 理事中半数程度は、自薦・他薦の候補者を含む全選挙権保持会員（学生会員を含まない）の中から選挙（学生会員を含む）により選出する。理事会推薦枠を設け、1期（2年）の理事の中から、継続可能な理事を推薦する。ただし、2年以上にわたる会費未払い者は選挙権なしとする。
- (3) 年次大会委員長を理事として任命する。
- (4) 監事2名は、一般会員の理事選挙と同時に選挙によって選出する。ただし監事と学会執行部との重任はないものとし、両方に選出された場合は、本人の意思を尊重しながら理事を優先する。
- (5) 会長選出は、自薦、他薦によって候補者を立て、新理事からの投票によって決定する。
- (6) 理事の任期途中での辞任に際しては、理事会にて適任者を推薦、承認し、理事を補充することができる。

#### 2. 理事会開催についての内規

- (1) 理事会開催の定足数は全理事の3分の2の出席とする。
- (2) 理事/監事の理事会への参加および議決権に関し、理事は、研究休暇の年を除き、年に最低1回（特に、年次大会前の理事会）は参加を心がける旨と、監事の役割を「（議決権を持たず）理事会へ出席し、意見を述べ、会計監査を実施するが、理事会への出席は義務ではない」ものとする。

#### 3. 総会についての規定

- (1) 通常総会は、年1回、年次大会開催時に、会長が召集し、下記の事項を扱う。
  - ① 事業報告および収支決算
  - ② 事業計画および収支予算
  - ③ その他理事会において必要であると認められた事項
- (2) 臨時総会は、理事会がその必要性を認めたとき、会長が召集することができる。(3) 通常総会、臨時総会の議長は会議のつど会員の互選で決める。
- (3) 総会の召集に際し、日時、場所、議題案等をメーリングリストをもって事前に通知する。ただし、通知以後に、理事会が必要と認めた事項があれば追加される場合がある。
- (4) 総会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合には、議長が決する。
- (5) 総会の議事録は事務局が作成および保存する。

#### 4. 地区研究会に関する規定

- (1) 経費の予算計上とその執行について  
地区研究会活動にかかる経費は、学会事務局および財務より年間予算として計上された金額と各地区研究会の定める参加費による事業収入によりまかなうものとする。

① 予算

- イ) 各地区研究会活動の年間予算の算出方法は、当該の地区研究会に所属する実会員数<sup>1</sup>の会費の総額の10%とする。ただし、その上限は8万円、下限は3万円とする。
- ロ) 予算計上された地区研究会経費は、演者への謝金・交通費、施設使用料、チラシや小冊子等の印刷費、その他、地区研究会を実施するにあたって必要と思われる物品の購入等に充てることができる。ただし、飲食代に充てることはできない。

② 参加費の徴収

各地区研究会において、参加者から参加費を徴収し、地区研究会活動の運営費用に充てることことができる。各地区研究会の参加費については、各地区研究会において、適宜、定めることことができる。また、会員資格（会員・非会員など）により、参加費として徴収する金額を変えることも可とする。

③ 会計および執行について

- イ) 各地区研究会の会計責任者は各地区研究会委員長とするが、会計、幹事、もしくはその他の代行者を置き、当該の人物に指図し、行わせることことができる。
- ロ) 地区研究会の会計、幹事、もしくはその他の代行者は、地区研究会の収支状況を、適宜、地区研究会委員長に報告しなければならない。
- ハ) 地区研究会委員長は、年度終了時に収支決算に関わる各種書類を財務委員長に提出しなければならない。提出書類には学会が指定する書類<sup>2</sup>を添付すること。
- ニ) 各地区研究会において実施された事業の収支報告は、総会において会計報告されなければならない。
- ホ) 非会員に講演等を依頼する場合、その謝金については、当該の事業担当者と演者との間での交渉により、適宜、決定してかまわないが、会員が演者となる場合、その謝金については上限を1万円とする。
- ヘ) 非会員の演者には、かかる交通費の全額を支払ってかまわないが、会員が演者の場合は、かかる交通費の3分の2を上限とする。

(2) 非会員が地区研究会に参加する際の取り決め

非会員であっても各地区研究会に参加することができる。非会員が地区研究会に参加するための参加費については、各地区研究会において、適宜、定めることことができる。

(3) 地区研究会が実施する事業内容について

地区研究会が実施する事業内容は、講演会、パネルディスカッション、フォーラム、ワークショップ、研究発表会など、時節をとらえており、地区会員のニーズに応えるものであれば、特に制限するものはない。ただし、本学会の目的（多文化関係学会会則第2条参照）にふさわしいものであること。

以上

---

<sup>1</sup> 実際に会費を納めている会員の数とする

<sup>2</sup> 指定する書類とは、収支報告書・証憑〔領収書・請求書等〕を指す